

調整給付金

定額減税しきれない方への給付金

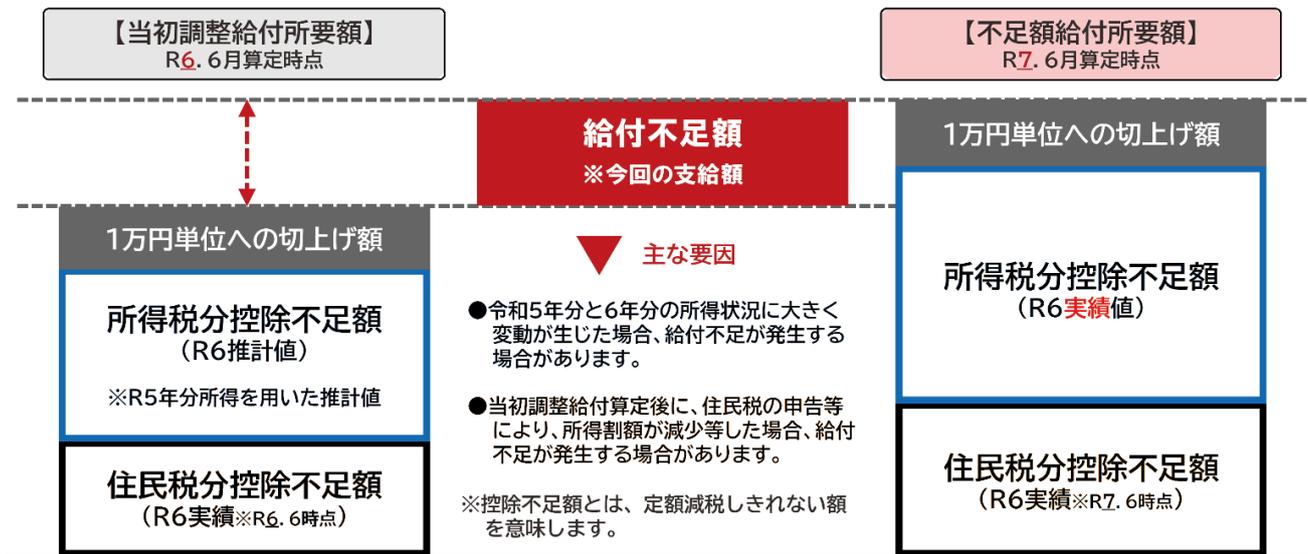
不足額給付分のご案内

● 「調整給付金(不足額給付分)」とは

調整給付金とは、令和6年分所得税及び令和6年度個人町民税県民税(以下、住民税といいます。)において定額減税しきれない方へ、減税しきれない額を1万円単位に切り上げて支給するものです。

昨年実施した当初調整給付金算定時には、令和6年分所得税が確定していないため、令和6年度(令和5年分)住民税課税情報を使用した推計値に基づき、支給を行いました。

調整給付金(不足額給付分)(以下、不足額給付といいます。)においては、令和6年分所得税の実績及び最新の令和6年度住民税情報等から算定した「不足額給付所要額」(本来給付すべき所要額)と「当初調整給付所要額」を比較し、差額(給付不足)が生じた方に対し、不足分を支給します。



※ 所得税は本来、町で取り扱う税目ではないことから、「令和6年分所得税における控除不足額」については、原則、令和7年度(令和6年分)住民税課税情報をもとに、算出しています。

※ 令和6年分所得税または令和6年度住民税における合計所得金額のどちらかが1,805万円を超える場合は、その税目における控除不足額を「0」として算定します。

● 支給対象者

令和7年1月1日時点で平泉町にお住まいの方で、次の1または2のいずれかに該当する方であって、「不足額給付所要額」(本来給付すべき所要額)が、昨年実施した「当初調整給付所要額」を上回る方。

1. 所得税の定額減税可能額(3万円×減税対象人数)が「令和6年分所得税額」を上回る方

2. 住民税の定額減税可能額(1万円×減税対象人数)が「令和6年度個人住民税所得割額」を上回る方

※ 減税対象人数…納税義務者本人、配偶者を含む扶養親族(16歳未満を含む)の合計(国内居住者に限る)

ただし、納税義務者本人の令和6年分所得税及び令和6年度住民税における合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外となります。

※ 令和6年分所得税額及び令和6年度住民税所得割額がいずれも0円の場合、定額減税の対象ではなくなるため、不足額給付の対象外となります。

※ 必要な手続き等が完了する前に対象者が死亡した場合、給付金は支給されません。

● 支給金額

「不足額給付所要額」－「当初調整給付所要額」＝「不足額給付額」

【所要額】・・・(1)と(2)の合算額を1万円単位に切上げた額

(1) 所得税分定額減税可能額－ 令和6年分所得税額(※)(マイナスの場合は0)

(2) 住民税所得割分定額減税可能額－ 令和6年度住民税所得割額(マイナスの場合は0)

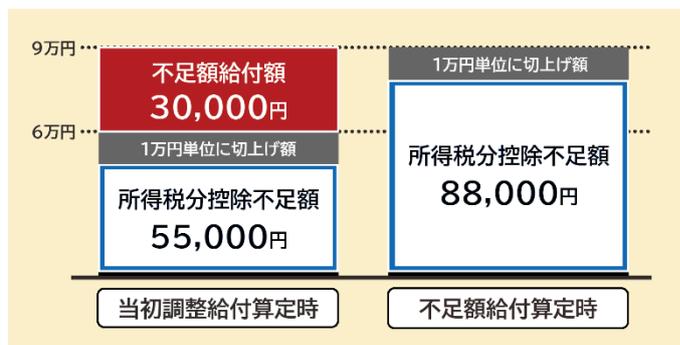
※ 当初調整給付所要額においては「令和6年分推計所得税額」

【例】:本人+扶養親族3人=合計4人、令和6年分所得税額が令和6年分推計所得税額(令和5年分)より少ない場合

	減税可能額		税額		控除不足額
当初 所得税分	120,000円	－	65,000円	=	① 55,000円
住民税分	40,000円	－	98,000円	=	② 0円
所要額	①+② → 1万円単位に切上げ				⇒ 60,000円

	減税可能額		税額		控除不足額
不足額 所得税分	120,000円	－	32,000円	=	① 88,000円
住民税分	40,000円	－	98,000円	=	② 0円
所要額	①+② → 1万円単位に切上げ				⇒ 90,000円

$$\begin{array}{|c|} \hline 9万円 \\ \hline \end{array} \text{不足額給付所要額} - \begin{array}{|c|} \hline 6万円 \\ \hline \end{array} \text{当初調整給付所要額} = \begin{array}{|c|} \hline 3万円 \\ \hline \end{array} \text{不足額給付額}$$



※住民税分については、当初調整給付算定時から変更はなく、控除不足額は「0」(減税しきれている)と仮定しています

● 手続き方法

同封されている「調整給付金(不足額給付分)支給確認書」に必要事項を記入し、必要書類と併せて返送してください。

提出期限: 令和7年10月31日(金) 当日消印有効

※ 原則、書類の不備等があり返送した場合についても、期限内に再提出が必要です。

支給時期: 町が確認書を受理してから概ね4週間後

注意事項: 不備があると給付金を受け取れませんので、記入内容や添付書類に不備がないようにお願いします。

オススメ: 記入後の「調整給付金(不足額給付分)支給確認書」を、コピーまたはスマホ等で撮影しておくことをオススメします。

※支給金額や指定した振込口座を手続き後に確認したい場合に役立ちます。

● お問い合わせ先

平泉町税務課 TEL0191-46-5563 【受付時間】 8:30~12:00、13:00~17:15 (平日のみ)

振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください